

令和4年度 健康保険 被扶養者資格確認調査（検認）について

平素より、健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

フジクラ健康保険組合では厚生労働省の指導等に基づき、被扶養者資格確認調査を以下のとおり実施いたします。

この調査は、被扶養者となられた方がその後も被扶養者としての認定基準を満たしているかどうかを確認するためのものです。

なお、本業務につきましては「株式会社 法研」に委託しておりますので、調書を受け取られた被保険者の方はご協力をお願い申し上げます。

■ 調査対象者

- ①令和4年6月30日時点において、18歳以上(平成16年4月1日以前生まれ)の被扶養者
*ただし、令和4年4月1日以降に扶養認定された方は除く
- ②令和4年5月1日より被保険者が(株)フジクラプリントサーキット秋田工場に在籍している18歳以上(平成16年4月1日以前生まれ)の被扶養者

■ 調書発送日

7月下旬

■ 提出期限

8月26日(厳守)

※期日までに提出されなかった場合は、被扶養者資格を喪失する場合がございます。
予めご了承ください。

■ お問い合わせ先

フジクラ健康保険組合 被扶養者資格調査専用 法研コールセンター

0800-800-3623 (無料通話)

9:00~17:00(土日祝以外)

- その他、「被扶養者資格調査のよくある質問について」もご参照ください。

<根拠法令等>

健康保険法施行規則第50条

厚生労働省保険局長通知保発第1029004号

厚生労働省保険局保険課長通知保発第1029005号

フジクラ健康保険組合